

議案第 6 1 号

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年四万十町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 3」を「100 分の 3（平成 25 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にあっては、100 分の 13）」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。